

○認可外保育施設

(1)使用する届出様式について

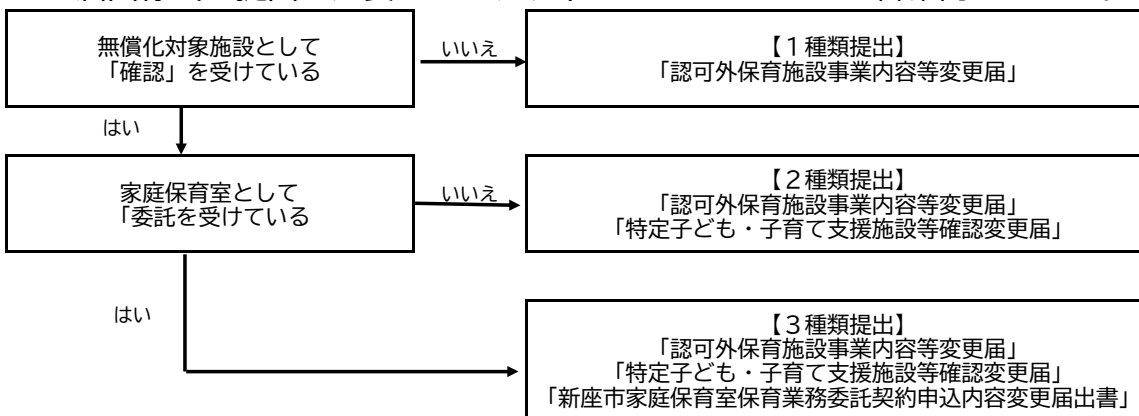
認可外保育施設は、その設置の際には児童福祉法に基づく「届出」を行っている一方で、幼児教育・保育無償化の対象施設となっている場合、子育てのための施設等利用給付の「確認」を受けています。

さらに、認可外保育施設のうち、市から保育業務の委託を受けている家庭保育室については、上述の「届出」、「確認」に加えて、「委託」を受けています。

「届出」、「確認」、「委託」の内容は共通する事項が多いですが、それぞれ根拠法令等が異なるため、施設によってはひとつの変更に対して複数の届出様式の提出が必要となります。

根拠法令等	名称	内容
児童福祉法	認可外保育施設事業内容等変更届	「届出」に係る変更で使用。
子ども・子育て支援法	特定子ども・子育て支援施設等確認変更届	「確認」に係る変更で使用。
新座市家庭保育室委託事業実施要綱	新座市家庭保育室保育業務委託契約申込内容変更届出書	「委託」に係る変更で使用。

どの届出様式の提出が必要なのか、以下のフローチャートを御確認ください。



(2)注意事項

- ・変更事項がある場合は、(3)提出書類に記載の必要書類について、提出をお願いします。
- ・提出締め切りまでに書類が全てそろわない場合、その時点で提出できる書類のみ御提出ください。
- ・無償化の対象施設については、設置者の代表者、役員、施設長等が変更となる場合、誓約書の提出が必要となります。御注意ください。
- ・提出された書類について、後日修正や差し替えをお願いする場合があります。

(3)提出書類

【設置者に関すること】

変更内容	提出書類		提出締め切り
名称や主たる事務所の所在地 【共通】	届出書	認可外保育施設事業内容等変更届	変更後 10日以内
		特定子ども・子育て支援施設等確認変更届	
		新座市家庭保育室保育業務委託契約申込内容変更届出書	
	添付書類	理事会議事録(写) ※個人事業主は添付不要	
経営の責任者 【共通】	届出書	認可外保育施設事業内容等変更届	変更後 10日以内
		特定子ども・子育て支援施設等確認変更届	
		新座市家庭保育室保育業務委託契約申込内容変更届出書	
	添付書類	理事会議事録(写) ※個人事業主は添付不要 【無償化対象施設のみ】子ども・子育て支援法第58条の10第2項の規定に該当しない旨の誓約書	
役員 【無償化対象施設のみ】 ※個人事業主除く	届出書	特定子ども・子育て支援施設等確認変更届	変更後 10日以内
	添付書類	理事会議事録(写)	
		役員の氏名、生年月日及び住所の一覧 【無償化対象施設のみ】子ども・子育て支援法第58条の10第2項の規定に該当しない旨の誓約書	
定款・寄付行為等、登記事項の変更 【無償化対象施設のみ】 ※個人事業主除く	届出書	特定子ども・子育て支援施設等確認変更届	変更後 10日以内
		理事会議事録(写)	
	添付書類	定款・寄付行為等	
		変更後の法人の登記事項証明書	

【施設に関すること】

変更内容	提出書類		提出締め切り
名称 【共通】	届出書	認可外保育施設事業内容等変更届	変更後 10日以内
		特定子ども・子育て支援施設等確認変更届	
		新座市家庭保育室保育業務委託契約申込内容変更届出書	
	添付書類	理事会議事録（写） ※個人事業主除く 変更の理由書	
所在地	届出書	認可外保育施設事業内容等変更届	変更後 10日以内
		特定子ども・子育て支援施設等確認変更届	
		新座市家庭保育室保育業務委託契約申込内容変更届出書	
	添付書類	理事会議事録（写） ※個人事業主除く 住居表示変更通知書等、所在地の新表記を証する書類	
施設長・管理者の変更 【共通】	届出書	認可外保育施設事業内容等変更届	変更後 10日以内
		特定子ども・子育て支援施設等確認変更届	
		新座市家庭保育室保育業務委託契約申込内容変更届出書	
	添付書類	理事会議事録（写） ※個人事業主除く 履歴書 【無償化対象施設のみ】子ども・子育て支援法第58条の10第2項の規定に該当しない旨の誓約書	

【その他変更】

変更内容	提出書類	提出締め切り
施設の廃止・休止・確認の辞退	認可外保育施設〔休止・廃止〕届出書	3か月以上前
	特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届	
	新座市家庭保育室中止・廃止申請書	